

復興チャレンジ・新規出店応援事業

輪島市内での新規出店と被災事業者の本復旧を応援します！

【補助対象者】



- ・市内にタクシー事業、飲食店、宿泊施設などを新規出店する事業者
- ・令和6年能登半島地震、令和6年奥能登豪雨で被災した石川県なりわい再建補助金対象外事業者

○対象業種は裏面参照

【事業目的】

地震以降、人口の流出が続いている輪島市内での新規出店、被災事業者の本復旧を支援し、にぎわい創出、事業継続による早期復興を実現する

【補助額・補助率】

最大1000万円

店舗開設のための金融機関からの借入金額または補助対象経費の1/2のいずれか少ない額

※代表者が市内に住民票を移さない場合は補助上限200万円

【補助対象】

土地購入費、建物購入費、建物新築・改修工事費、設計費、備品・設備購入費

【補助要件】

- ・金融機関からの3年以上の長期融資
- ・市内での5年以上の事業継続、年間200日以上営業
- ・輪島商工会議所または門前町商工会への加入
- ・市税に滞納がないこと
- ・正規雇用者1名の雇用（輪島市に店舗をお持ちの事業者）



※事業開始後（新店舗の開業後）の申請は
受付できませんのでご注意ください

お問合せ先

輪島市役所 漆器商工課：0768-23-1147

対象業種

大分類	中分類	備考
E 製造業	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 32 その他の製造業（例：お菓子製造、ウイスキー蒸留所）	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する業種を除く。 ただし、料理店とゲームセンターは対象とする。
G 情報通信業	37 通信業 38 放送業 39 情報サービス業 40 インターネット付随サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業（例：映像制作）	
H 運輸業・郵便業	43 道路旅客運送業（例：タクシー事業）	
I 卸売業、小売業	56 各種商品小売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業 59 機械器具小売業 60 その他小売業	
K 不動産業・物品賃貸業	68 不動産取引業 69 不動産賃貸業・管理業	
L 学術研究、専門・技術サービス業	71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業（他に分類されないもの） 73 広告業 74 技術サービス業（他に分類されないもの）（例：法律事務所）	
M 宿泊業、飲食サービス業	75 宿泊業 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業	
N 生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 80 娯楽業（例：ゲームセンター、運転代行業）	
O 教育、学習支援業	81 学校教育 82 その他の教育、学習支援業（例：学習塾、日本語学校）	
P 医療、福祉	83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護業（例：歯科技工士）	
R サービス業（他に分類されないもの）	91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業 95 その他のサービス業（例：コールセンター）	

【提出書類】

- ・ 申請書
- ・ 新事務所開設に係る見積書
- ・ 金融機関への融資申込がわかる書類
- ・ 金融機関に提出した事業計画書
- ・ 整備する新事業所の図面
- ・ 直近の貸借対照表及び損益計算書（会社の場合のみ）
- ・ 補助金振込先の通帳の写し